

大学共同利用機関法人自然科学研究機構利益相反委員会規程

平成18年3月30日

自機規程第 62 号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の利益相反マネジメントに関する重要事項を審議するため機構に置く利益相反委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 職員からの事前相談に関すること。
- 二 利益相反マネジメントガイドラインの制定及び改廃に関すること。
- 三 利益相反マネジメント施策に関すること。
- 四 利益相反に関する自己申告及びモニタリングに関すること。
- 五 職員の自己申告や面談等の調査に基づく機構の利益相反状況をマネジメントするための措置に関すること。
- 六 その他利益相反に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、機構長が任命する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 機構が設置する大学共同利用機関の長が推薦した研究教育職員、年俸制職員又はU R A職員 若干名
- 二 学識経験者等の外部の者 若干名
- 三 その他機構長が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 前条第1項第2号、第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員が生じた場合の後任者は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 委員長は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(不服申立て)

第8条 第2条第4号の利益相反に関する自己申告を行った職員は、当該自己申告に対する委員会の決定に不服がある場合には、申出により委員会に対し、再度審議を求めることができる。

2 前項の申出があった場合には、委員長は速やかに委員会を招集し、再度審議を行い、前条第2項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決し、機構長が最終決定を行う。

3 前項の決定を受けた職員は、この決定に従うものとする。

(委員以外の者の出席者)

第9条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 委員長の指示により、各機関に部会を置くことができる。部会での審議内容は、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月26日改正)

この規程は、令和7年7月1日から施行する。